

議案第13号

朝来市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
朝来市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月26日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

生野老人福祉センターを生野庁舎西館に移転することに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

朝来市老人福祉センター条例（平成17年朝来市条例第144号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案					改 正 前							
(名称及び位置) 第2条 老人センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。					(名称及び位置) 第2条 老人センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。							
名称		位置			名称		位置					
朝来市生野老人福祉センター		朝来市生野町口銀谷747番地3			朝来市生野老人福祉センター		朝来市生野町口銀谷747番地1					
(略)					(略)							
別表（第8条関係） (1) 生野老人福祉センター					別表（第8条関係） (1) 生野老人福祉センター							
区分	使用料				集	使用料						
	午前	午後	夜間	昼夜間		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 22:00		800円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	2,500円	
集会室	500円	600円	600円	1,700円	会	半室	500円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,500円
健康相談室	200円	200円	200円	600円	室							
生活相談室	200円	300円	300円	800円	和	1室	200円	300円	300円	600円	600円	900円
調理実習室	400円	500円	500円	1,400円	室	2室	300円	400円	400円	800円	800円	1,200円
教養娯楽室	100円	100円	100円	300円		3室	400円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
(2)・(3) (略)					調理実習室 400円 500円 500円 1,000円 1,000円 1,500円 (2)・(3) (略)							

(4) 山東老人福祉センター

区分	使用料		
	午前	午後	夜間
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00

(略)

(5) 朝来老人福祉保健センター

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	昼夜間
	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	8:30～ 22:00

(略)

(4) 山東老人福祉センター

使用時間	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
区分			

(略)

(5) 朝来老人福祉保健センター

種類	午前8:30～	午後13:00～	夜間18:00～	昼夜間8:30～
	12:00	17:00	22:00	22:00

(略)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。